

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会会長報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会定款第23条に基づき、長崎市社会福祉協議会会長の報酬及び通勤手当について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長の報酬は、長崎市の「外郭団体等に勤務する元本市職員の給与に関する基準」により支給する。

(通勤手当の取扱い)

第3条 会長には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準により支給する。

(支払方法)

第4条 会長の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、21日が休日の場合はその前日とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。